プロジェクト　共通支配下の企業結合

項目　第 108 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 108 回 ASAF 対応専門委員会（2021 年 2 月 19 日開催）において聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見（第 108 回 ASAF 対応専門委員会）

（アウトリーチ（意見聴取）の進め方に関する意見）

2. 共通支配下の企業結合に関して大きな議論は識別されておらず、広範にアウトリーチ（意見聴取）を実施するニーズは少ないと考える事務局の提案に違和感はない。

3. 事務局の分析にあるとおり、日本企業では該当する共通支配下の企業結合の事例が限定的であると考える。

4. 現状の我が国の IFRS 基準の任意適用制度を前提とすると、広範にアウトリーチを実施するニーズは少ないと考える事務局の提案は適切である。

（本 DP[1]に対する事務局の現時点での気づき事項に関する意見）

<u>主要な利用者からの支配当事者の除外に関する意見</u>

5. 本 DP の提案のうち、特に「主要な利用者からの支配当事者の除外」が認められる場合、非支配株主の情報ニーズという従前と全く異なる理屈により、公正価値に基づく会計処理が共通支配下の企業結合において拡大するリスクを懸念している。

6. 最上位の親会社の視点で見れば簿価法を適用することは理解できる。しかし、移転先企業という子会社の視点で見たときには、異なる企業グループの会社を取得した場合と共通支配下の企業結合の間で会計処理が変わることについて違和感がある。両者の相違は、一般目的財務報告書の主要な利用者の識別が重要であることを示唆しており、本 DP において支配当事者を主要な利用者から除外することが問題となる点に関して、説得力のあるコメントを提示する必要があると考える。

<u>取得法に基づく情報の有用性に関する意見</u>

7. 財務諸表利用者の情報ニーズとして、取得法によった場合の情報を注記で開示する

[1] 本資料において「本 DP」とは、IASB が 2020 年 11 月に公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」を指す。

ことは、企業結合時点に限定した情報であっても有用であると考える。

以　上